

寺田西校区社会福祉協議会への助成金に関する検査と対応について（報告）

令和6年4月22日

社会福祉法人城陽市社会福祉協議会

城陽市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）から市内10小学校ごとに組織されている校区社会福祉協議会（以下「校区社協」という。）へ毎年度交付している助成金に関し、寺田西校区社協（本城隆志会長）だけが令和元年度分以降その助成金に係る決算決議がなされず市社協への報告が無いことを受けて、市社協がこの間に交付してきた助成金について、「補助金等交付規程」に基づく検査を行いました。その結果が新聞各紙に掲載され、市民からの問い合わせが多数寄せられていることから、報道機関へ提供した資料概要を公表します。

検査に至るまでの経過

- ・通常校区社協は、3月末の年度終了後の6月までに各校区社協の監査を経て、校区社協総会において年度の決算決議を受け市社協へ提出することになっており、寺田西校区社協も平成30年度の決算までは決議及び市社協への提出がなされていた。
- ・令和元年度決算時の令和2年6月はコロナ禍となったが、寺田西を除く9校区社協は縮小しての総会や書面決議等で承認を得て決算提出がなされており、寺田西校区社協に対しても同様に決算決議を受けるよう要請しつつ、年度が開始している令和2年度の助成金は通常通り交付した。
- ・令和2年度決算時期の令和3年6月もコロナ禍であり、寺田西校区社協だけが前年度同様決算決議がされず、令和元年度も含めて決算書の市社協への提出を何度も求めたが、本城会長の「必ず出す」との言葉を信じて令和3年度の助成金も交付した。
- ・令和3年度決算時期の令和4年6月も同様の状況であったことから、市社協は令和4年度の助成金を停止することとした。ただし、対象の高齢者や子どもに直接影響が出る「校区敬老会」と「左義長」の経費は単独事業費として交付した。
- ・令和4年度決算時期の令和5年6月にはコロナも第5類となり、寺田西校区社協も総会を開催されたものの決算数値が合わず否決され、議決されないまま放置された。
- ・市社協は令和5年度も助成金を停止したが、市補助事業である「校区敬老会」のみ前年度同様に交付。「左義長」は財源である共同募金や歳末助け合い募金への協力を市社協への反発から本城会長が校区社協会長として拒否されたため交付を停止した。
- ・校区社協の財源が枯渇し、初めて事の重大さを認識した寺田西校区社協の役員が市社協に説明を求め、実質的に経理を担っていた本城会長が決算を長年放置していたことが原因であることがわかり、本城会長の責任においてこれまでの決算書を作成し、校区社協の監査や役員会での承認を得て市社協へ提出することになったが、期限を過ぎても対応がなされないことから、市社協が「助成金交付要綱」に基づく検査を直接行うこととした。

検査の経過

- ・令和6年3月11日付で寺田西校区社協へ令和元年度から4年度に市社協から交付した助成金（合計8,834,630円）の用途を証明できる領収書等証憑の提出を求めた（3月29日提出期限）。

- ・ 3月29日に本城会長から市社協事務局へ書類提出され（その後も一部追加提出あり）、寺田西校区社協の他の役員からの聞き取り等も含め市社協職員が検査作業を実施した。
- ・ 4月12日の寺田西校区社協幹事会において市社協が検査した内容を報告した。寺田西校区社協としてその内容を確認し、市社協から返還請求があれば本城会長が対応するとの了承を得た。

検査の結果

- ① 2,281,230円の使途が不明であった。
 - ・ 4か年度の市社協からの助成金の総額は8,834,630円であるが、提出された領収書等（自己作成含む）の総支出額は6,553,400円で、その差額2,281,230円の使途が不明である。
- ② 支出根拠として提出された領収書のうち1,351,918円分を下記理由により無効とした。
 - (1) 領収書の紛失等を理由に本城会長が手書きで作成した支払証明（領収書）は無効とした（49件 754,813円）。
 - (2) 領収書が存在していても、私的な飲食費と考えられるものは無効とした。（例：深夜に牛丼屋での定食、市外のラーメン店での食事、コンビニやスーパーでのパンや刺し身・飲料をはじめ、明らかに個人的な飲食代と思われるレシートが多数あり）（83件 52,699円）。
 - (3) 市社協として認めていない事業（令和4年度拠点事務所費）や不明な領収書は無効とした（2件 544,406円）。

※上記①と②の合計額は、3,633,148円となる。

対応

- ・ 4月16日の市社協理事会で上記3,633,148円を寺田西校区社協へ返還請求することを承認した。返還期限は5月31日とし、4月19日に通知文書を送付した。ただし、検査結果の②-（1）の中で、客観的に事業実施が証明できるもののうち、当該の取引相手から領収書の再発行を受け市社協へ提出され有効支出と認めた場合には返還請求額から控除する（5月24日締切）。
- ・ 万一返還に応じられない場合は、弁護士に委託し法的措置を講じる。
- ・ 返還された額は一旦市社協で預かり、寺田西校区社協が再生された後に校区の地域福祉活動に活用したいと考えるが、城陽市や共同募金会からの補助分についてはそれぞれの指示に従う。

※なお、今回の検査は令和元年度から4年度分の市社協からの助成金に関するものだが、これとは別に平成30年度寺田西校区社協決算資料に収支黒字として計上されていた翌年度（令和元年度）への繰越金705,198円が不明になっていることがわかり、この額については寺田西校区社協固有の財源であることから寺田西校区社協が本城会長へ説明と返還を求める必要があると考える。

他校区の状況

上記検査により判明した寺田西校区社協のずさんで不適切な会計処理を受けて、市社協では急ぎよ4月8日から12日までの間に他の9校区の決算資料・領収書等の提供を受け確認したところ、すべて適切な会計処理及び領収書等の整理・保管がなされており、不明朗な処理は無いことを確認した。

【参考：校区社協とは】

城陽市社協は社会福祉法で規定された社会福祉法人だが、城陽市においてはより身近な小地域での住民自らによる地域福祉活動を進めるため、昭和 49 年に小学校区ごとの「市社協支部」を設置。その後各支部で地域に応じた独自の活動が活発になったことを背景に、平成 7 年に市社協の末端組織である「市社協支部」から、校区内の自治会や民生児童員をはじめ各種団体やボランティア等住民の総意に基づく自主性をもった独立組織である「校区社協」へと改編された。

市社協と 10 の校区社協は定期的な会議や役員研修・市社協職員の校区担当制等による協力関係のもと、市内の地域福祉の推進に努めている。

活動財源は市社協の会費や自主財源、共同募金・歳末助け合いの募金からの配分金、市から市社協への補助金の一部を主なものとしている。

宇治市では「学区福祉委員会」、京都市では「学区社協」と呼ばれているものと類似の組織である。